

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局人権室施策・統括担当 (06-6208-7353)
処分担当名	市民局人権室施策・統括担当
処分の名称	大阪市立人権文化センター施設の使用料の減免
概要	人権文化センターの使用料減免については、大阪市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立人権文化センター条例第12条(昭和45年3月31日条例第18号)
審査基準	申請者が施設使用の許可を受け、次に掲げる要件を満たしている場合は、使用料を減免します。 (1) 公益上の必要その他特別の事由があることが確認され、市長が認めるとき ○次の場合「特別の事由」と認めます。 ① 社団法人大阪市人権協会、大阪市各地域人権協会、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会、各区民生委員協議会、大阪市人権啓発推進協議会及び各区人権啓発推進(協議)会等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政に寄与すると認められるとき ② その他市長が必要と認めるとき
標準処理期間	5日以内
経由日数	
提出先	利用を予定している大阪市立人権文化センター
提出時期	利用期日3月前から
提出方法	大阪市立人権文化センター利用料免除申請書を、利用を予定している大阪市立人権文化センターへ提出してください。
手数料	無料
相談窓口	利用を予定している大阪市立人権文化センター
ホームページ	
備考	